

臨時会提出予定案件資料

1 専決処分の報告について（損害賠償の額について）

（1）専決処分の内容

令和6年12月26日函館市山の手3丁目44番先路上で発生した交通事故による損害賠償の額を令和7年2月27日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり市長が専決処分をした。

（2）損害賠償の額

324,600円

（3）損害賠償の相手方

函館市に在住する60歳代の男性

（4）専決処分の報告

地方自治法第180条第2項の規定により、令和7年第2回市議会臨時会に専決処分をした旨の報告をする。